



健康食品管理士になって

製品を開発する立場の健康食品管理士育成に向けて

長岡 康夫

(関西大学化学生命工学部・准教授)

私は現在、関西大学の化学生命工学部で教員として学生の指導に当たっています。私が担当している学科は生命・生物工学科で、工学部といっても、機械やエレクトロニクスでは無く、生命科学や生物分野の技術をベースに物作りをするという立場で教育・研究を行っています。どちらかという、農芸化学や薬学的な色彩をもった学科です。本学科は健康食品管理士の養成学科として平成19年に認定され、いよいよ今年度は認定第一期生が資格試験に挑むことになります。私も本学科が認定された年に健康食品管理士の資格を得ました。本稿では、資格者として、また、教員としてこの2年間に感じたことを綴らせていただきます。

なぜ工学部で健康食品管理士なのか？

工学の分野は、機械や建築物や道路など重工業的な物から、化成材料やその加工品からなる日用品まで、身のまわりで人が作り出すありとあらゆるものを対象としています。食品もその例外ではなく、例えば、スーパーマーケットに並ぶものも、生鮮食料品を除けばそのほとんどが工場生産される加工品であることから分かるように、これらも工学分野の範疇となります。実際に、私の学科での就職先を見ると、ちょうど3分の1ずつの人数がそれぞれ食品、医薬・化粧品、その他のサービス情報関連の企業に分かれます。したがって、およそ3分の2の学生が卒業後に何らかの形で食品や医薬品に関わる業種で仕事をするようになります。

これらの学生に求められる知識と健康食品管理士の受験に必要なそれとが一致することは言うまでもありません。さらに、認定校になるのに伴い、法規や臨床検査学といった科目がカリキュラムに加わったことも本学科にとって意義深いことです。法規の勉強は将来自分が製品の製造販売を手掛ける時に必ず必要となる知識であり、学生時代に一度勉強しておくことが重要です。しかしながら、今までの工学部の講義科目に法規を入れることは認められにくい状況がありました。今回、カリキュラムに法規の科目が加えることができたのも認定校になったおかげと感謝しています。臨床検査学もヒトの身体の仕組みと健康との関連性を勉強するのに役立ちます。本学科での臨床系の科目はこれが唯一となります。将来、ヒトの健康との係わりが深い製品を扱う者にとって、この勉強が役に立つでしょう。このように、健康食品管理士を目指すための勉強が、工学部の学生にとっても有意義であることがわかっていただけたと思います。

資格を得ることのありがたさ

医療系の大学を卒業されている皆様にとって、卒業＝国家試験合格といったイメージがあると思います。私も薬学部出身なので、卒業式での感慨にふける間もなく、国家試験の勉強をしていた記憶があります。そして、合格した時には、それなりに安堵と喜びを感じていたと思います。

誰にとっても、何か目標に向かって勉強をして、その結果が出ることは嬉しいものです。しかしながら、工学部には、建築系学科などの一部を除いて、このように、専門に特化した試験を受けて、資格を得ると言うことはまずありません。もちろん、卒業所要単位の修得や卒業研究発表などは課せられ、卒業と同時に学士になるのですが、これは資格を得たというイメージとは違います。本学科では、国家資格である食品衛生管理者と監視員の資格も得られるようになったのですが、これらは、所要の必須単位を修得すれば無試験で得られる資格であり、有試験のものとは意味合いが違います。今まで、資格獲得という明確な目標が無かったことが、ともすれば、工学部の学生に勉強へのモチベーションがわきにくい原因の一つだったのかも知れません。

健康食品管理士の場合、今のところ国家資格ではありませんが、資格獲得のために、質と量ともに高い知識が問われ、それに向けた勉強をすることに深い意義があると思います。今まで習った科目の内容を健康と食品という観点で再構築した勉強ができることも魅力です。また、教育委員のご努力の賜物であるテキストの充実も受験者にとって、効率的な勉強をする上で大きな助けとなります。この秋には、本学からも90名近くの受験者がこの試験にいとむ予定です。一人でも多くの受験生に、合格の喜びと資格を得た達成感を噛みしめてほしいと思います。

健康食品管理士制度に期待すること

前述のように、工学部の学生にとって健康食品管理士の資格を目指して勉強することは極めて有意義であることはご承知いただけたでしょう。では次に、彼らが資格を取ったあとに、それをどのように生かせるかが問題になります。本資格は、サプリメントのアドバイザーリースタッフの養成を出発点にしており、会員もサプリメントを服用する患者さんと直

取得できる資格

① 在学中に所定単位を修得すれば得られる資格		
1) 卒業に必要な単位の範囲内で取得できる資格(全学中、本学科のみ取得可)・・・食品衛生管理者(食品衛生監視員)		
2) 卒業に必要な単位とは別に、単位を修得する必要のある資格・・・中学校教諭一種普通免許状(理科)、高等学校教諭一種普通免許状(理科)、司書、学芸員		
② 受験に一定の条件が必要で、本学科を在学中あるいは卒業後に受験が可能な資格		③ 受験に特別な資格は必要ないが、本学科で学んだ内容が生かせる資格
1) 在学中に所定単位を修得すれば受験できる資格 健康食品管理士(在学中に受験する場合、卒業見込みの者のみ) 栄養情報(NR)担当者(養成講座を修了することが必要) 甲種危険物取扱者 2) 本学科を卒業すれば受験できる資格 バイオ技術者(中級・上級)		1) 本学科を卒業すれば受験科目の一部が免除される資格 技術士補 2) 本学科で学んだ内容が試験で出題される資格 公害防止管理者 環境計量士

当学科で取得可能な資格(学部パンフレットからの抜粋)

トピックス

「健康食品管理士」への期待

長岡 康夫

(B(生命・人間・ロボティクス)研究部門)

平成19年度から関西大学は健康食品管理士資格の認定校となり、2年後には健康食品の専門家としての資格認定者を輩出することになる。ここでは、専門知識を身につけた、科学技術者としての健康食品管理士の役割と資格取得者への期待について述べてみたいと思う。

超高齢化社会を迎えるわが国において、医療費の急激な増大が健康保険制度を圧迫し、自己負担率の度重なる上昇をもたらすなど、個人の家計をも直撃する状況に至っている。このような社会的要因もあり、予防医学や代替医療への要求が高まると共に、医食同源という立場から食による健康維持・増進への関心が高まっている。このような状況が追い風となり、健康食品の需要は年々上昇し、その市場規模は1兆円に迫る勢いである。成人病やガンなどの疾病予防からダイエットや美容まで、ドラッグストアなどには沢山の種類の健康食品類が陳列され、新聞・雑誌・テレビにもその広告が溢れている。

健康食品はあくまでも食品衛生法やJAS法の規制を受ける食品の一種であり、医薬品のような明確な効能・効果や副作用に関する試験検査の規定は無く、当然ながらその効能・効果を記述することは厳禁されている。それにも関わらず広告には、「これで私はガンが治った」、「私の体脂肪率が劇的に下がった」、「アトピー性皮膚炎が治った」などと書かれているものが少なくない。これらは、あくまでも利用者の個人的感想として書かれた物であり違法ではないのだが、消費者はその効果を期待して商品を購入することになる。健康食品の幾つかは、その効果の科学的根拠が明確でない故に、利用者の弱みに付け込んだ、怪しい商品であると言うイメージが拭い去れないのも事実である。また、ある種の健康食品は医薬品との併用による相乗効果で、重篤な副作用をもたらすものもあることから、その安全性にも注意が必要である。このような健康食品を取り巻く状況下、健康食品に関する総合的な知識を持つ専門家の育成が求められるようになり、平成16年度から健康食品管理士という資格認定制度が始まった。健康食品管理士に求められる能力は、以下の7項目となる。

- 1) 健康食品、特定保健用食品などの分類ができ、適正投与に関して安全性も含めて有用性を判断できる。
- 2) 健康食品の過剰摂取が引き起こす障害などの問題点の認識ができる。
- 3) 医薬品と健康食品の相違やそれらの相互作用、健康食品の薬物治療に対する影響を判断できる。
- 4) 食品及び食品添加物の安全性に関する知識を有する。
- 5) 臨床検査による数値から健康状態を判断し、適切な食品、健康食品の利用判断ができる。
- 6) 薬事法、健康増進法、食品衛生法、JAS法の理解ができる。
- 7) 消費者保護の観点で健康食品に関する相談に応ずることができる。

生命・生物工学科の学生は3年次までの所定の科目の単位取得により、健康食品管理士の認定試験受験資格が得られる。その中には、「臨床検査学」「薬事法及び関連法規」「健康生命科学」など特化した科目も含まれる。4年次で資格が取得できるため、特別研究や大学院での研究にこの受験資格で得た知識を生かすことができる。一般に、認定者には医師や薬剤師のように健康食品の適正利用を指導する立場の者と、健康食品を開発・製造・販売する立場のものがあるが、関大卒業生の場合は、この後者になる。今後の健康食品は科学的根拠に基づく効果の実証と、医学・生物学的知識に基づく体作用と安全性の確保が重要であり、それを可能とする、高度の科学技術と知識を有する大学の研究室や研究機関での開発が求められる。関大での健康食品シーズの発掘にも、専門知識を生かした健康食品管理士の活躍に期待が持てる。また、卒業後は世の中から健康食品を取り巻く「怪しさ」を払拭するような人材として、食品・医薬品産業で活躍することを期待している。

健康食品管理士資格の紹介記事
(関西大学先端機構ニュースからの抜粋)

に接する機会が多い、臨床検査技師や医師、薬剤師などの医療関係の方が中心となっています。ところが、本学の出身者は卒業後、病院や薬局に勤めるわけではなく、アドバイザーとして管理士の知識を生かすということはまず無いでしょう。したがって、今後もしも、アドバイザースタッフの養成という点だけを強調された場合、我々のような立場の者は疎外感を感じるかも知れません。我々はむしろ、資格者としての知識を、製品開発過程に生かせる人材の育成を目指しており、健康食品などを供給する側の養成という観点ももっと強く押し出してほしいと感じています。いずれにしても、本資格者は、食品と健康との関わりを体系的に学び、それを習得しているというお墨付きが得られている訳です。その内容は食品や医薬品業界へ進む者にとって極めて有意義なものであることは間違いありません。今後、このことを業界の方々を含む多くの人々に認知していただき、このお墨付きが広く通用するようになることを切望します。